



2026年6月15日

各位

会社名 株式会社REVOLUTION
代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎
(コード番号 8894 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎
(TEL. 03-6627-3487)

2026年10月期半期報告書のレビュー結論不表明に関するお知らせ

当社は、2026年10月期半期報告書の中間連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 期中レビューを実施した監査法人の名称
監査法人アリア

2. 期中レビュー報告書の内容

2026年10月期の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書に記載された内容は以下のとおりです。

<結論の不表明>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社REVOLUTIONの2025年11月1日から2026年10月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社REVOLUTION及び連結子会社の2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

<結論の不表明の根拠>

追加情報（会社から独立した外部の専門家を含む社内調査委員会による調査について）に記載されているとおり、会社は、連結子会社（孫会社）である株式会社ヤマワケエステート（以下、「ヤマワケ」

という。)が組成し、運営する不動産ファンドが外部の仕入先からの不動産購入に際し、一部の購入不動産について締結した売買契約あるいは同契約とは別途取り交わした覚書に、購入不動産を買戻す旨の取り決めがあり、実際に不動産の購入価格を著しく上回る金額で仕入先等がヤマワケより買戻している複数の取引が存在することを認識した。

これを受けて会社は、これら実際に買戻しのあった取引も含め、買戻しの取り決めのある取引（以下、これらの取引を「買戻し取引」という。）については、収益認識に関する会計基準等に照らして適切に会計処理が行われていなかった可能性があるかと判断し、取引の経済的実態等の事実関係の調査及び財務諸表等への影響の検討等を目的として2026年6月15日開催の取締役会において、会社から独立した外部の専門家を含む社内調査委員会（以下、「社内調査委員会」という。）を設置することを決議した。

今後、社内調査委員会の下で調査が開始され進められていくことになるため、当監査法人は買戻し取引に係る会計処理の妥当性、類似取引の有無、当該事象が中間連結財務諸表に与える影響の網羅性について、十分かつ適切な証拠を入手できていない。当監査法人は、社内調査委員会の調査の結果が当連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表と比較情報との比較可能性に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があるかと判断している。

その結果、当監査法人は、会社の当連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表に対して、結論表明の基礎となる証拠を入手することができず、中間連結財務諸表に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

<中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任>

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

<中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任>

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は中間連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

3. 期中レビュー報告書の受領日

2026年6月15日

4. 今後の対応

当社は、今回のレビュー結論の不表明に至った事態を厳粛に受け止め、本日付開示資料「調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせしたように、外部専門家を交えた社内調査委員会を設置し、適切に対処してまいります。なお、2026年10月期半期報告書の間接連結財務諸表においては、調査対象となる取引については、一般的な不動産売却取引として会計処理をしております。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以 上